



あい 愛
あい 逢

特定非営利活動法人 愛逢

第
49
号

尼崎市小中島1-20-21
電話 06-6493-1424
FAX 06-6493-1443
発行責任者 長谷川 達雄
発行日 2013年5月28日

「第8回生と死を考える」市民講座 ひとりになったらどうします?上野千鶴子さんの講演会を終えて

4月13日(土)、聖トマス大学に於いて聖トマス大学平和祭実行委員会と共催で、上野千鶴子さんの講演会を行いました。

早朝から地震で交通機関がマヒする中、当日は、187名のもの大勢の方が参加して下さいました。

私が上野さんの講演「おひとりさまの最期」を聴ききっかけとなったのは、ある利用者さんの「自宅で死にたい」という思いでした。入院後、早く自宅に帰りたいと訴えられましたが、主治医は家に家族が常駐しない限りはダメだといひ、結局自宅で死にたいという願いは叶えられませんでした。そんな時、上野さんの講演を聴いて、正直、目からうろこでした。地域に在宅死を応援してくれる、医師や訪問看護・訪問介護事業所などがあれば、おひとり様でも最期を自宅で迎えることができると思いました。ぜひこの講演会を多く



の方に聞いてもらいたいと思いました。

会場は大盛況。「説得力のあるわかりやすい内容だった」とたくさんのご意見をいただく事が出来ました。企画運営に関わった若いスタッフが参加した講演会後の懇親会で、上野さんからは、「こんなに幅広い年齢層の懇親会は初めて」という驚きの言葉をいただきました。

今回の講演を聴いて、おひとり様で最期まで住み続けられる街を地域の方々と共に作れたらいいなと思いました。

講演会を開催するにあたり、公益財団法人「笹川記念保健協力財団『君和田桂子基金』」より、助成していただきました。また、当日お手伝いいただきました皆様に、無事終了することができましたこととお礼申し上げます。
<磯本 味沙>



NPO法人愛逢 第10回通常総会のご案内
日時 6月8日(土) 午後6時
会場 小中島福祉会館(2F)
2013年度会員登録更新お済ですか?

共催団体紹介～聖トマス大学平和祭実行委員会～

わたしたちは、聖トマス大学で毎年行われてきた『平和祭』でできたネットワークを活かしながら、月1回集まって「暮らしの中の平和」について話し合っています。

園田地域の障害者・高齢者の支援団体や医療生協、大学の先生などを中心に、その他個人参加もありで、できるだけたくさんの方がく今までの主な活動>

2011.12「平和って何？」をテーマに
ワークショップを開催

2012.1『戦争としょうがい者』勉強会

2012.9『本場の沖縄料理をつくってみよう～』
沖縄の歴史を学びつつのお料理会

2012.9『田中優がそういう理由』
講演会&ワールドカフェ

2012.11 聖トマス大学祭にて
『沖縄料理の販売』『エイサー体験会』
『絵本読み聞かせ』『メッセージ展示』

「平和」について「感じたり」「考えたり」
できるような“きっかけづくり”ができれば
と、勉強会やイベントを開催しつつ、新しい
つながりを広げながら、楽しく活動していま
す♪ 月1回例会をしています。“あなたも
一度のぞいてみませんか？”



懇親会メンバー

上野千鶴子さん「愛逢の家」へ



鈴木よしえさんに声をかける上野千鶴子さん

講演会の朝、上野千鶴子さんから「愛逢の家」に立ち寄りたいと、ご連絡を頂きました。時間が許せば覗いて下されば嬉しいと思っていた私達は、二つ返事で「はい、お待ちしております。お昼ごはんを一緒に！」ということになりました。

大変な有名人でちょっぴり緊張してお出迎えました。でも、何と気さくな普通のおばちゃんだったことか！！みんな、普段の調子でペラペラおしゃべりしながらご飯を頂き、楽しいひと時をご一緒しました。102歳のキミエさんから、「服部キミエです、遠くからご苦労様です。」と元気な挨拶を受け、お歳を聞いてびっくりされていました。

講演の中で、ホームホスピス発祥の宮崎市「かあさんの家」のスライドも出てきて、「愛逢の家」をお訪ね頂いた理由が分かりました。時間がなくて深い話は出来ませんでした。又お目にかかりたい方のお一人です。

<兼行 栄子>

第11回知っていますか？

自立支援法が総合支援法に変更されました

これまでの障害者支援だった“自立支援法”が、今年4月から“総合支援法”と名称を変えて動き出しました。メインとなる改正点は、130種類の難病が対象となったことです。又、障害の程度を表していた“障害程度区分”は、必要とされる支援の度合を示す“障害支援区分”とされる予定です。詳細は、尼崎市役所障害福祉課まで

☎06-6489-6531にお問い合わせください。

「あなたの善意」

プルタブ集めて車いすを！！



善法寺保育園の子ども達

プルタブはどこへ行ったのでしょうか。皆さんに声をかけて集めていただいたものを、地域の方々や善法寺保



育園の子ども達も届けてくれたプルタブ??

5月13日に大きな袋につめかえて、キューピー伊丹工場へ届けました。測ってみると総量115kgもありました。約700kgで車イス一台になります。これからもご協力よろしく。♪♪



キューピー伊丹工場が社会貢献の一環としてプルタブの集約窓口を担って下さっています。

ミッション(社会的使命)

私たちは多様な生き方が尊重され、
誰もが安心して暮らせる地域を作る為に、
仲間と支えあい(愛)、つながり(逢)っていきます。

「自転車も のれば車の なかまいい」

自転車って歩道を走るの？車道を走るの？…さてどちらが正しいのでしょうか。道路交通法上、自転車は「車両」になるので、歩道と車道の区別があるところでは車道を通行するのが原則です。違反すれば、3か月以下の懲役または5万円以下の罰金が課せられます。ただし、例外として、次のような場合は、自転車が歩道を通行できるようになっています。



- (1) 道路標識や道路標示で指定された場合
- (2) 運転者が13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、身体の不自由な方の場合
- (3) 車道や交通の状況からみてもやむを得ない場合

自転車側が「加害者」になるケースが増えている



警察庁の統計によると、平成22年度、自転車が当事者となった交通事故は151,626件、6年連続で減少しているものの、交通事故全体の20.9%を占めています。

自転車事故全体の84.0%が自動車との事故です。対歩行者や対自転車の事故は、多くはないのですが、相手にけがをさせる「加害者」になるケースがあります。そのような場合、刑罰などの刑事上の責任だけでなく、多額の賠償金を請求されるなど、民事上も大きな責任を負うこととなります。自転車乗用中に死傷した人のうち、ルール違反があった割合が65.2%、死亡事故では71.5%とさらに高くなっています。信号を守る、一時停止をするなど、交通ルールは、歩行者、自転車、自動車など道路を利用する人すべてが、安全に道路を通行し、交通事故を未然に防ぐためのものです。ルールを知っているだけでなく、それをきちんと守ることが大事です。



(※政府広報オンラインHP、神奈川県警HPより引用)

ホ ッ ト 待 夢



天災は忘れた頃にやってくる

阪神・淡路大震災が起こったのは、1995年…今から18年前でした。当時、関東では再々地震が起きていましたが、関西で大きな地震が来るとは、夢にも思ってもみませんでした。ガタガタッ！と揺れた瞬間、何コレ？えッ？もしかして地震？…と、とっさに理解ができなかったことを覚えています。そしてこの4月13日！携帯から聞いたことのない緊急警報アラームがけたたましく鳴ったと思ったらガタッ！！とききましたッ！

いつ、どこで起きてもおかしくない…起こった時はそう思うのですよね。ただ、それを自分のこととして考え続けるのは、実は難しい。予測できない災害に見舞われたら、まず何をするか、真っ先に誰に連絡するか…これだけでも決めておきませんか。

天災は忘れた頃にやってくる…じゃあ忘れないようにすればやってこない！
これ名案(^)v

< 海 >